

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>附 則 (令和8年達示第63号) この規程は、令和8年6月1日から施行する。</p> <p>別表1 (別 添) 別表2 } 別表3 } (同 左) 別表4 }</p>

別表1 保険外併用療養費

区分	算定単位	料金（円）	備考
(略)			
2 選定療養費			
(略)			
(11) 長期収載品の選定療養に係る料金（医療上必要があると認められる場合又は後発医薬品を提供することが困難な場合を除く。）		「長期収載品と後発医薬品の価格差の 4分の1 ±2分の1」の価格に基づき、数量等を踏まえ算定した薬剤料に係る点数に10円を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額	左記の価格は対象医薬品リスト（厚生労働省ホームページで公表）において示された数値を用いる。
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。